

令和8年度第3回三春町農業委員会議事録

- 1 令和8年6月15日(月)午後3時20分より三春町役場2階大会議室において令和8年度第3回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 13名
 - 1番 大津 早苗 2番 佐藤 一八 3番 増子 義男
 - 4番 橋本 文夫 5番 八木沼 孫一 6番 武内 徹
 - 7番 新田 俊男 8番 門馬 稔治 9番 大内 昌子
 - 10番 佐久間 稔 11番 渡辺 良一 12番 渡邊 重吉
 - 13番 影山 忠夫
- 3 欠席委員
なし
- 4 事務局からの出席者 3名
 - 事務局長：渡辺 淳
 - 事務局次長：近内 信二
 - 事務局主査：岩崎 友也
- 5 審議案件
 - 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第12号 三春町農用地利用集積等促進計画について
 - 議案第13号 三春農業振興地域整備計画の変更について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。
 - 5番 八木沼 孫一 委員
 - 6番 武内 徹 委員

8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。
会長の議長でよろしく願いいたします。

議案第10号

農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 「議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

No.1について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、有限会社つばさ交通から北へ230mのところ です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした3番増子委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 3番 増子 義男 委員、現地調査報告

6月3日午前9時15分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、草刈や作付等が行われ、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いてNo.2について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は込木集会所から北へ270mのところ です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした2番佐藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 2 番 佐 藤 一 八 委員、現地調査報告

6月2日午前9時00分から、事務局と私で現地調査し、申請書を確認しました。

申請地は、草刈や作付等が行われ、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第 1 1 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめにNo.1について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地を転用しようとするものです。
場所は、過足の下屋敷集落から南西へ 2 3 0 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 5 番八木沼 孫一 委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 5 番 八木沼 孫一 委員、現地調査報告

6月1日午後1時30分から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、北側が公衆用道路、西側が宅地、東側及び南側が田に囲まれています。

東側及び南側の農地の日照等に影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われま

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可する

ことに決定いたします。

議 長： 続いてNo.2について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請により、農地を転用しようとするものです。
場所は、(株)キヨミズオートの北側です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした4番橋本委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 4番 橋本文夫 委員、現地調査報告

6月2日午後2時30分から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、北側及び南側、東側が宅地、西側が山林に囲まれています。
本申請により周囲の農地への影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われれます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 次の案件は私に関わる案件ですので、議長を交代し、退席します。

職務代理者： No.3について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請により、農地を転用しようとするものです。
場所は、岩江小学校から北西に470メートルのところではす。

事務局： (議案説明)

職務代理者： 現地調査をした3番増子委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 3番 増子義男 委員、現地調査報告

6月3日午前9時00分から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、北側が公衆用道路、南側が山林、東側が宅地、西側が田に囲まれています。
本申請により、西側の農地の日照等に影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われれます。
以上、現地調査の報告といたします。

職務代理者： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について
質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

職務代理者： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

職務代理者： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可する
ことに決定いたします。

議 長： ここで議長に戻ります。

議 長： 続いてNo.4について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請によ
り、農地を転用しようとするものです。
場所は、(株)菊地住建の南側です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした10番佐久間委員から現地調査の結果を報告して
ください。

委 員： 10番 佐久間 稔 委員、現地調査報告

6月4日午後4時30分から、事務局と私で現地調査を行い、
申請書を確認しました。
申請地は、北側が宅地、南側が畑、西側が公衆用道路、東側が
山林に囲まれています。
本申請により、南側の農地の日照等に影響はないものと見受け
られますので、この転用は止むを得ないものと思われます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について
質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可する
ことに決定いたします。

議 長： 続いてNo.5について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請によ
り、農地を転用しようとするものです。
場所は、溝端紙工印刷(株)から北東に100mのところでは
す。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした1番大津委員から現地調査の結果を報告してく
ださい。

委員： 1 番 大津早苗 委員、現地調査報告

6月2日午後1時30分から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、北側及び南側が公衆用道路、西側及び東側が畑に囲まれています。

本申請により、西側及び東側の農地の日照等に影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われま

す。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議案第12号

三春町農用地利用集積等促進計画について

議長： 「議案第12号 三春町農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。

事務局： (議案説明)

議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、異議なしとすることに異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議案第 13 号

三春農業振興地域整備計画の変更について

議 長： 「議案第 13 号 三春農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、町長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条第 2 項の規定に基づき諮問があったので審議するものです。

変更に係る除外申し出は農地転用を前提としている案件となっております。

事務局： (議案説明)

議 長： 始めに、熊耳字中田の案件について、現地調査をした 8 番門馬委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 8 番 門 馬 稔 治 委員、現地調査報告

6 月 5 日午前 9 時 00 分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

この申請については事務局が説明したとおりの目的、必要性があり、他農地では代替不可能な点から、やむを得ないものであると思われます。また、申請地については周囲の農地に対する悪影響や、農用地の利用の集積に支障を及ぼすことがないところでありました。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： 続いて、富沢字田向の案件について、現地調査をした 10 番佐久間委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 10 番 佐久間 稔 委員、現地調査報告

6 月 4 日午後 4 時 40 分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

この申請については事務局が説明したとおりの目的、必要性があり、他農地では代替不可能な点から、やむを得ないものであると思われます。また、申請地については周囲の農地に対する悪影響や、農用地の利用の集積に支障を及ぼすことがないところでありました。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局の説明及び現地調査結果について、意見・質問はございませんか。

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この変更計画について、意見なしとすることに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第 3 回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

9 令和8年度第3回三春町農業委員会を午後4時10分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議長 星 山 孝 夫

5番委員 八木 沼 孫 一

6番委員 武 内 徹